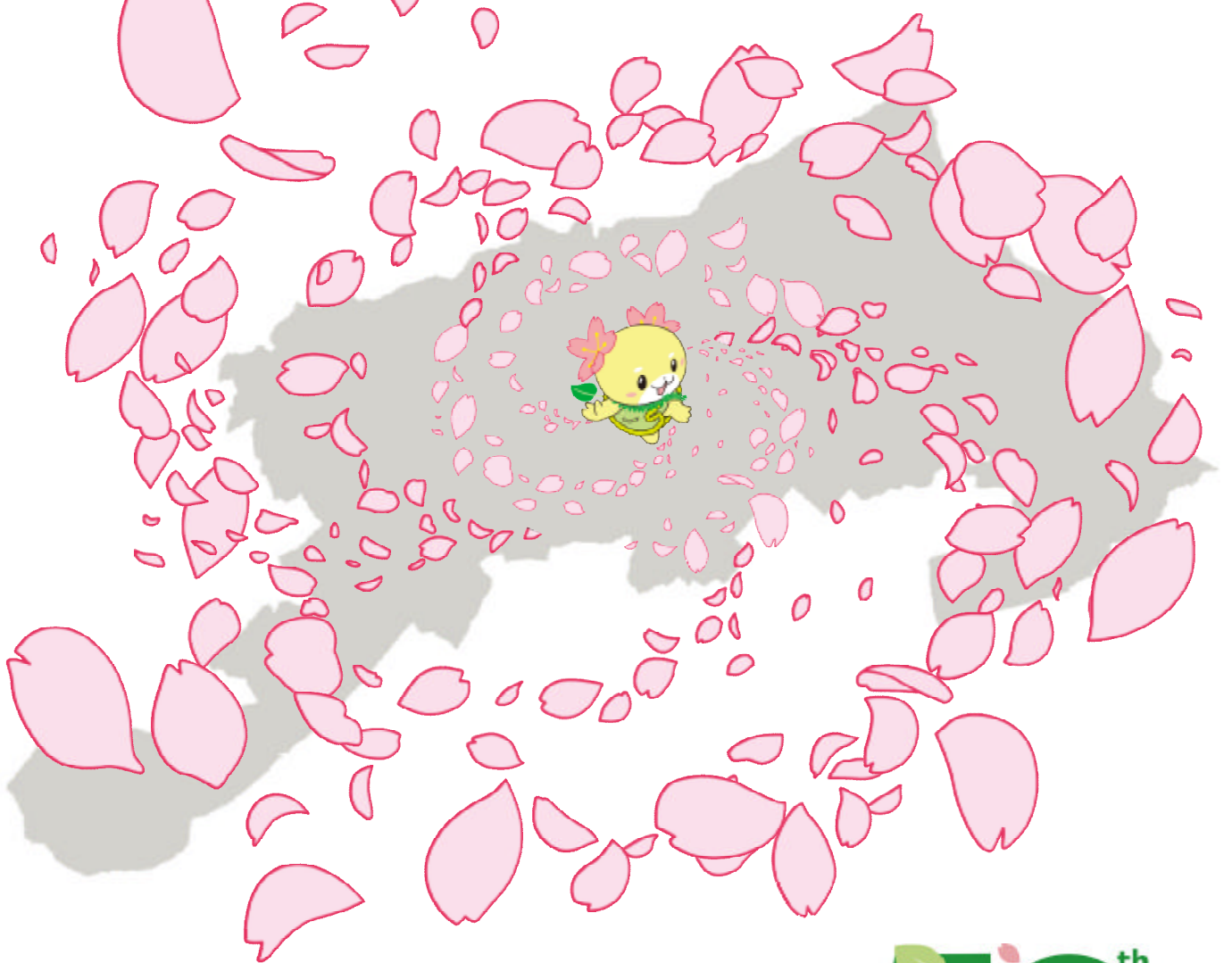


令和8年度

市税概要



住みつづけたいまち
子育てしたいまち さかど



坂戸市



坂戸市市制施行50周年

目 次

1.	税務行政機構等	1
	税務機構及び事務分掌	2
2.	市民税	3
	(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
	(2) 市民税納税義務者数の推移	4
	(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕	5
	(4) 令和8年度個人市民税賦課状況	6
	(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
	(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	8
	(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数	9
	(8) 産業別法人市民税集計表	10
3.	固定資産税・都市計画税	11
	(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移	12
	(2) 償却資産納税義務者数の推移	12
	(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕	13
	(4) 固定資産税の決定価格等の内訳	14
	(5) 償却資産の決定価格等の内訳	14
	(6) 都市計画税納税義務者数の推移	15
	(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕	15
	(8) 都市計画税の決定価格等の内訳	15
	(9) 土地・地目別集計表	16
	(10) 木造家屋・種類別集計表	16
	(11) 木造以外家屋・種類別集計表	17

(12) 新增築分家屋棟数の推移	17
(13) 減少分家屋棟数の推移	17
(14) 国有資産等所在市町村交付金	18
(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧	18
4. 諸 税	19
(1) 軽自動車税（環境性能割）課税件数及び金額の推移	20
(2) 軽自動車税（旧種別割）課税客体数及び調定額の推移	21
(3) 軽自動車税（旧種別割）課税客体数及び調定額の推移（グラフ）	22
(4) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移	23
5. 徴 収	25
(1) 年度別市税決算額	26
(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移	27
(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移	28
(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表	29
(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表	30
(6) 口座振替利用状況	31
(7) コンビニ収納状況	32
(8) 年度別差押財産状況の内訳	32
(9) 督促状発付状況	33
6. その他	35
市税の税率及び納期等の一覧表	36～39

1. 稅 務 行 政 機 構 等

税 務 機 構 及 び 事 務 分 掌

(令和8年7月1日現在)

部名	課名	係名	課長	副課長	課長補佐	係長	係	計	事 務 分 掌
総務部	課税課		1		2			3	課の総括
		税 制 係				1	2	3	1 法人市民税の申告に関する事。 2 軽自動車税の賦課に関する事。 3 市たばこ税の申告に関する事。 4 個人市県民税の賦課に関する事。 5 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。 6 特別土地保有税の賦課に関する事。 7 国有資産等所在市町村交付金に関する事。 8 家屋に係る固定資産税及び都市計画税並びに償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事。 9 税の諸証明書の発行に関する事。
		市民税 係				2	8	10	
		土 地 係				(1)	3	3	
		家 屋 係				2	4	6	
		計	1		2	5	17	25	
	納税課		1		1			2	課の総括
		管 理 係				1	4	5	1 市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の収納管理に関する事。 2 市税の過誤納金の還付に関する事。 3 市税の口座振替に関する事。 4 市税の督促に関する事。 5 納税証明に関する事。 6 納税の奨励及び徴収対策に関する事。 7 市税の滞納者に対する徴収及び滞納整理に関する事。 8 差押財産等の換価に関する事。 9 納税相談に関する事。 10 介護保険料の収納に関する事。 11 後期高齢者医療保険料の収納に関する事。
		徴 収 係				2	4	6	
		特 別 整 理 係				(1)	3	3	
		計	1		1	3	11	16	
	総計		2		3	8	28	41	

※ 括弧書きは、課長補佐が兼務

2. 市 民 税

(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

(各年1月1日現在)

年 区分		4	5	6	7	8
人口	男	人 49,875	人 49,844	人 49,652	人 49,680	人 49,403
	女	50,117	49,919	49,875	49,952	49,943
	計	99,992	99,763	99,527	99,632	99,346
世帯数		世帯 46,898	世帯 47,507	世帯 48,015	世帯 48,812	世帯 49,314

(2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在)

年度 区分			4	5	6	7	8
個人	均等割＋所得割		人 47,706	人 47,937	人 45,331	人 49,860	人 49,560
	均等割のみ		4,561	4,584	7,856	4,482	3,887
	計		52,267	52,521	53,187	54,342	53,447
法人	地方税法第312条第1項に該当	第9号	社 16	社 15	社 16	社 17	社 20
		第8号	2	2	2	3	3
		第7号	102	101	103	101	97
		第6号	15	17	14	13	11
		第5号	79	78	80	84	90
		第4号	25	23	23	25	24
		第3号	267	264	261	269	274
		第2号	10	10	11	10	9
		第1号	1,714	1,772	1,833	1,854	1,853
	計		2,230	2,282	2,343	2,376	2,381

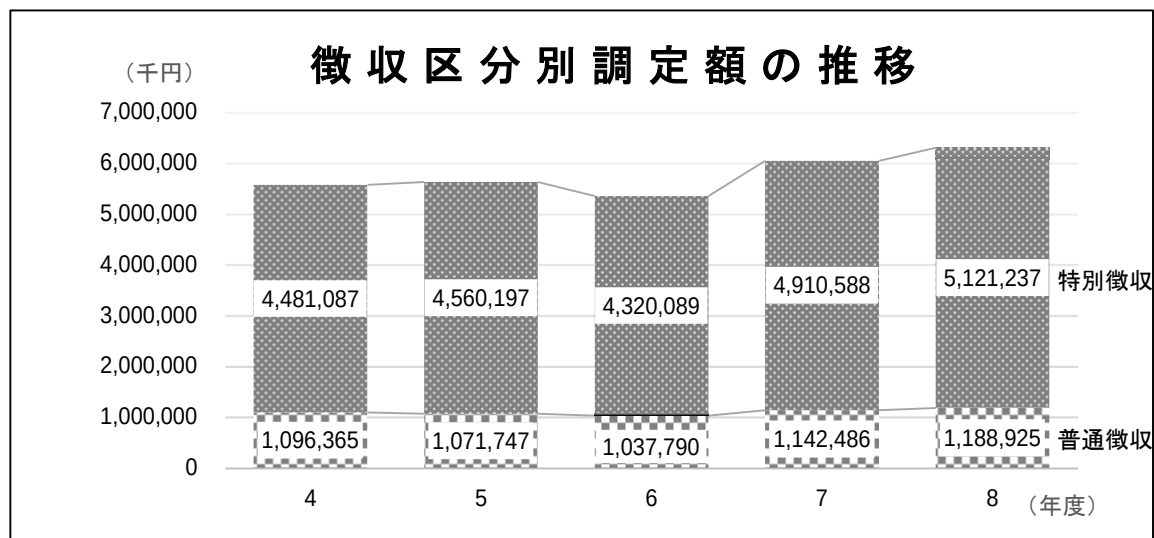
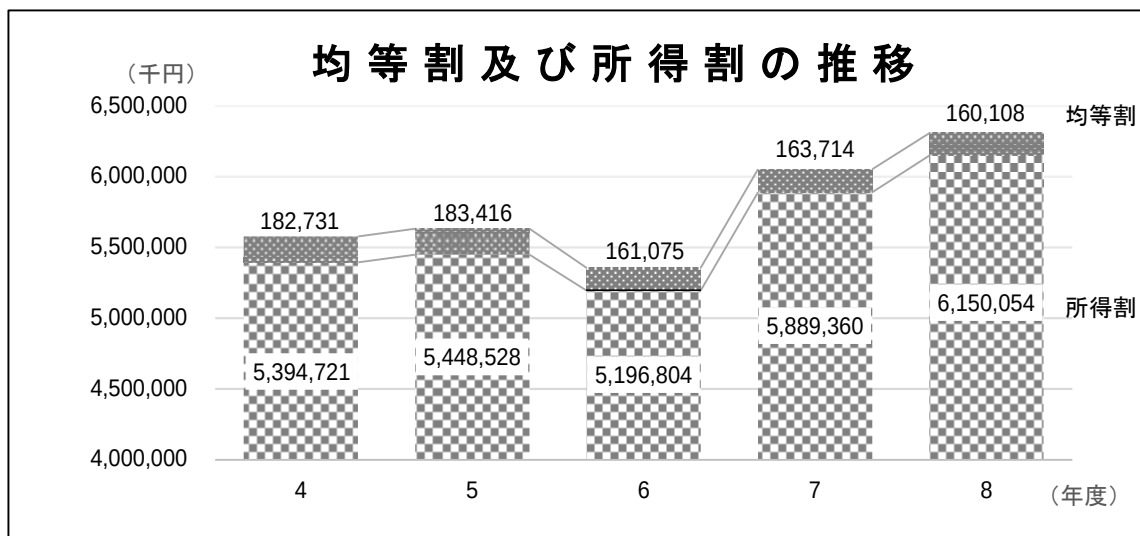
※ 第1号～第9号法人についての説明は、9ページを参照してください。

(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度7月1日現在 単位:千円)

年度 区分		4	5	6	7	8
普通徴収	均等割	35,142	35,288	30,442	31,337	30,015
	所得割	1,061,223	1,036,459	1,007,348	1,111,149	1,158,910
	小 計	1,096,365	1,071,747	1,037,790	1,142,486	1,188,925
特別徴収	均等割	147,589	148,128	130,633	132,377	130,093
	所得割	4,333,498	4,412,069	4,189,456	4,778,211	4,991,144
	小 計	4,481,087	4,560,197	4,320,089	4,910,588	5,121,237
調定額	均等割	182,731	183,416	161,075	163,714	160,108
	所得割	5,394,721	5,448,528	5,196,804	5,889,360	6,150,054
	合 計	5,577,452	5,631,944	5,357,879	6,053,074	6,310,162

※ この表の額は、各年度の7月1日現在における調定額（滞納繰越分を除く。）です。
調定額は、当該年度に収入予定の額で、前年度に課税し、納期が当該年度の額も含まれます。



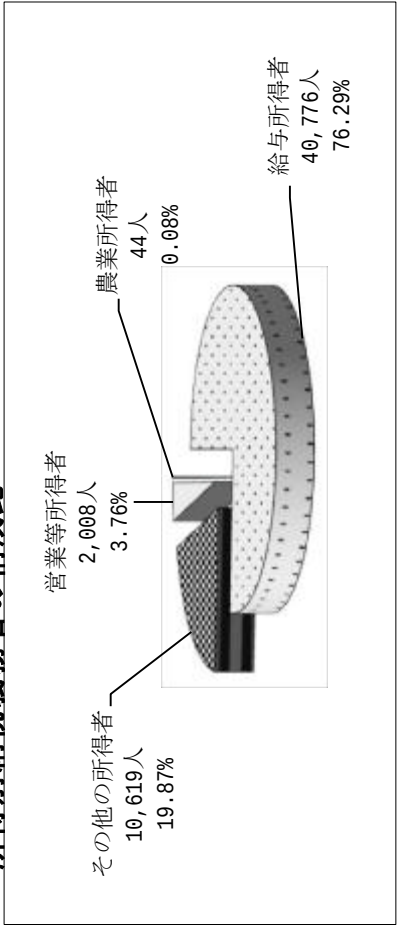
(4) 令和8年度 個人市民税賦課状況

(令和8年7月1日現在)

区分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計		納税義務者 1人当たり 平均税額 G/F (千円)	税 額 構成比 (%)
	納税義務者 A (人)	均等割額 B (千円)	納税義務者 C (人)	均等割額 D (千円)	所得割額 E (千円)	納税義務者 (A+C) F (人)	税額 (B+D+E) G (千円)		
給 与 所 得 者	1,798	5,394	38,978	116,934	5,169,134	40,776	5,291,462	130	83.33
営 業 等 所 得 者	219	657	1,789	5,367	273,781	2,008	279,805	139	4.41
農 業 所 得 者	4	12	40	120	5,663	44	5,795	132	0.09
そ の 他 の 所 得 者	1,866	5,598	8,753	26,259	740,831	10,619	772,688	73	12.17
計	3,887	11,661	49,560	148,680	6,189,409	53,447	6,349,750	119	100.00

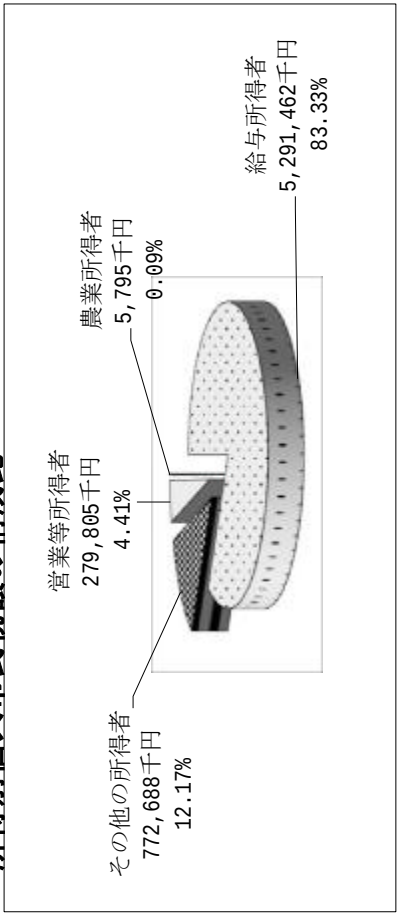
※ この表の額は、調定額ではなく、令和8年7月1日現在における令和8年度の課税額（納期が翌年度のものを含む。）であり、5ページの「（3）個人市民税調定額の推移」の令和8年度の調定額とは一致しません。

・所得別納税義務者の構成比



納税義務者合計 53,447人

・所得別個人市民税額の構成比



個人市民税総額 6,349,750千円

(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(令和8年7月1日現在)

<div> <div>区 分</div> <div>課税標準額の段階</div> </div>	給与所得 (人)	営業等所得 (人)	農業所得 (人)	その他の所得 (人)	分離譲渡所得 (人)	合計 (人)
10万円以下	799	56	2	498	138	1,493
10万円を超え 100万円以下	9,235	536	14	5,196	158	15,139
100万円を超え 200万円以下	11,268	421	11	1,744	145	13,589
200万円を超え 300万円以下	7,865	266	4	380	100	8,615
300万円を超え 400万円以下	4,228	151	2	121	105	4,607
400万円を超え 550万円以下	2,988	142	3	126	68	3,327
550万円を超え 700万円以下	979	66	2	66	44	1,157
700万円を超え 1千万円以下	733	65	1	58	37	894
1千万円を超え 2千万円以下	439	38	0	54	40	571
2千万円を超え 5千万円以下	111	13	1	10	15	150
5千万円を超え 1億円以下	9	2	0	0	6	17
1億円超	0	0	0	1	0	1
合計	38,654	1,756	40	8,254	856	49,560

※「課税標準額」

市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

※ この表の納税義務者数には、均等割額のみを納める方は含まれていません。

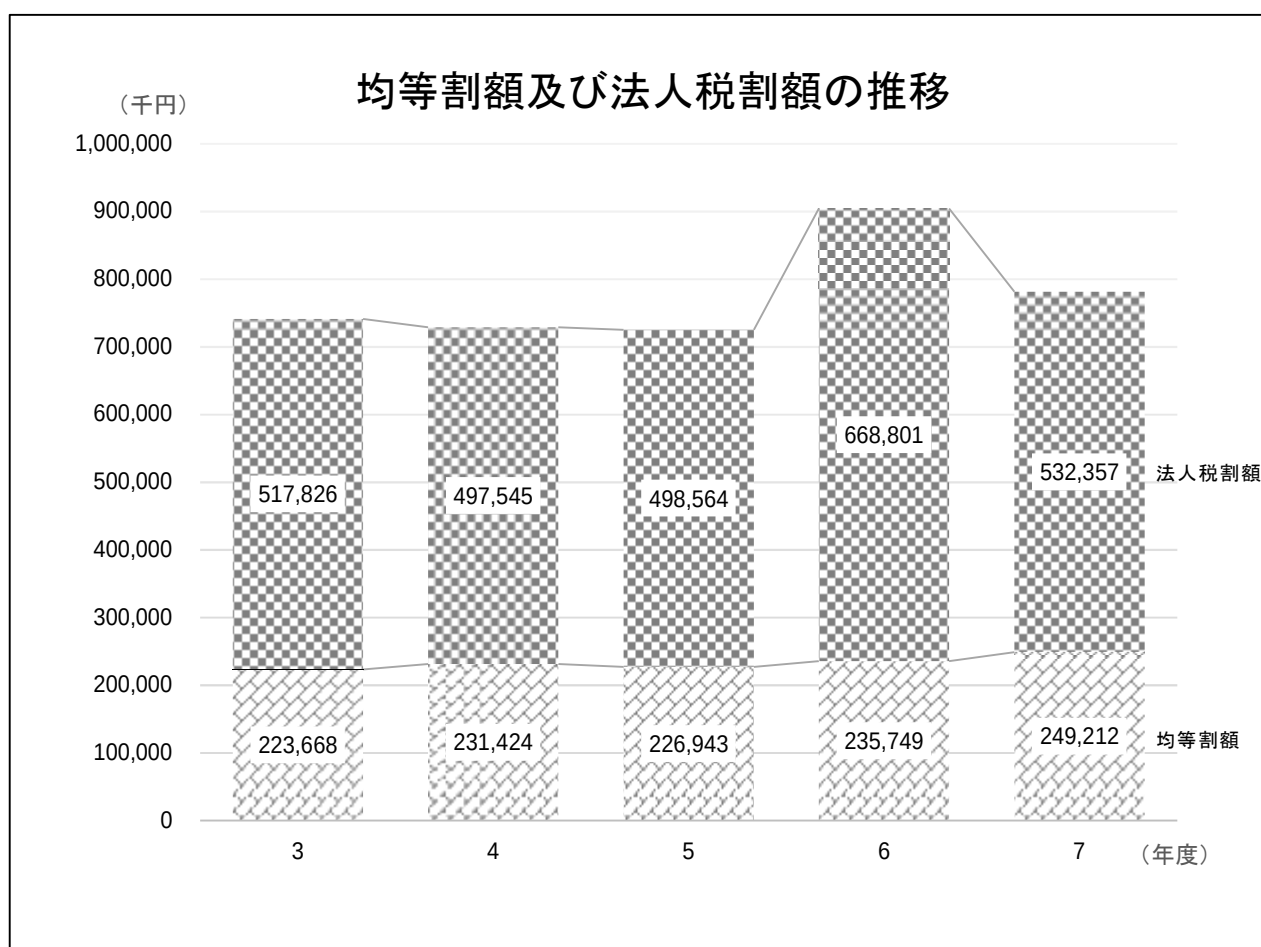
(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度3月31日現在)

区分 \ 年度		3	4	5	6	7
均等割	法人数 (社)	2,160	2,196	2,220	2,265	2,309
	調定額 (千円)	223,668	231,424	226,943	235,749	249,212
法人税割	法人数 (社)	901	939	937	1,000	1,061
	調定額 (千円)	517,826	497,545	498,564	668,801	532,357
合計調定額 (千円)		741,494	728,969	725,507	904,550	781,569
合計税額の対前年比 (%)		114.3	98.3	99.5	124.7	86.4

※ 均等割法人数は、集計年度内に申告のあった法人数です。

※ 法人税割法人数は、集計年度内に申告のあった法人のうち、法人税割が課税されている法人数です。



(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数

(各年度3月31日現在 単位:社)

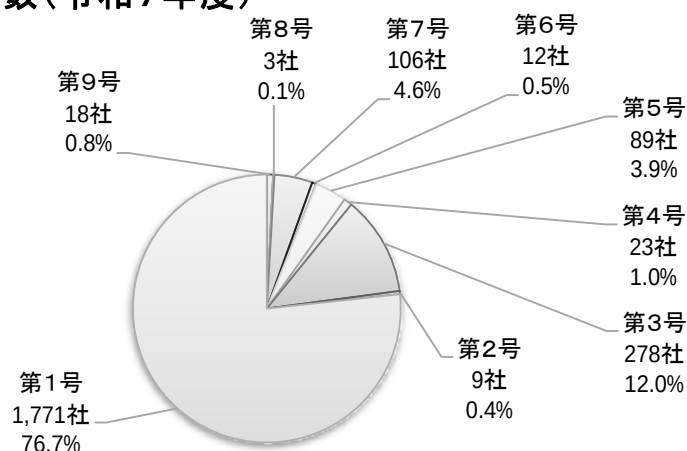
年度 区分	3	4	5	6	7
第9号	15	15	16	16	18
第8号	2	2	2	2	3
第7号	109	105	104	108	106
第6号	15	16	14	14	12
第5号	82	80	82	83	89
第4号	25	26	23	25	23
第3号	270	262	261	266	278
第2号	8	11	9	9	9
第1号	1,634	1,679	1,709	1,742	1,771
合計	2,160	2,196	2,220	2,265	2,309

※ 4 ページの法人数とは基準日が違うので異なります。

※ 第1号～第9号法人とは、地方税法第312条第1項及び坂戸市税条例第31条第2項に規定する、以下の区分の法人です。

号 数	資本金等の額	市内従業者数
第9号	50億円超	50人超
第8号	10億円を超え50億円以下	50人超
第7号	10億円超	50人以下
第6号	1億円を超え10億円以下	50人超
第5号		50人以下
第4号	1千万円を超え1億円以下	50人超
第3号		50人以下
第2号	1千万円以下	50人超
第1号		50人以下
	資本金等の額を有しない	—

号数別法人数(令和7年度)



(8) 産業別法人市民税集計表

(各年度3月31日現在)

	6 年度 (円)	7 年度 (円)	前年比 (%)
第1次産業	449,300	912,400	203.1
農業	449,300	912,400	203.1
林業	0	0	0.0
漁業	0	0	0.0
第2次産業	522,001,500	387,114,000	74.2
鉱業	0	0	0.0
建設業	65,143,800	73,294,300	112.5
製造業	456,857,700	313,819,700	68.7
第3次産業	379,778,300	390,590,500	102.8
卸・小売業	141,616,300	165,296,100	116.7
宿泊・飲食業	24,768,000	14,356,100	58.0
金融・保険業	45,511,000	45,105,000	99.1
不動産業	29,736,600	27,873,700	93.7
運輸・通信業	44,750,000	47,687,900	106.6
電気・ガス・水道業	9,244,200	8,223,000	89.0
サービス業	84,152,200	82,048,700	97.5
分類不能の産業	2,320,700	2,952,300	127.2
計	904,549,800	781,569,200	86.4

3. 固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税

(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

年度 区分		4	5	6	7	8
個人	土地	26,579	26,721	26,920	27,091	27,197
	家屋	31,083	31,254	31,442	31,661	31,757
法人	土地	916	952	1,006	1,005	1,023
	家屋	931	960	1,006	1,013	1,034
合計	土地	27,495	27,673	27,926	28,096	28,220
	家屋	32,014	32,214	32,448	32,674	32,791

(2) 償却資産納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

年度 区分		4	5	6	7	8
免税点 以上	個人	138	147	141	135	148
	法人	781	790	815	840	834
	計	919	937	956	975	982
免税点 未満	個人	273	267	276	284	304
	法人	813	835	832	861	856
	計	1,086	1,102	1,108	1,145	1,160
個人計		411	414	417	419	452
法人計		1,594	1,625	1,647	1,701	1,690
合計		2,005	2,039	2,064	2,120	2,142

※「償却資産」

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと。

※「免税点」

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限
(同一人単位:土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

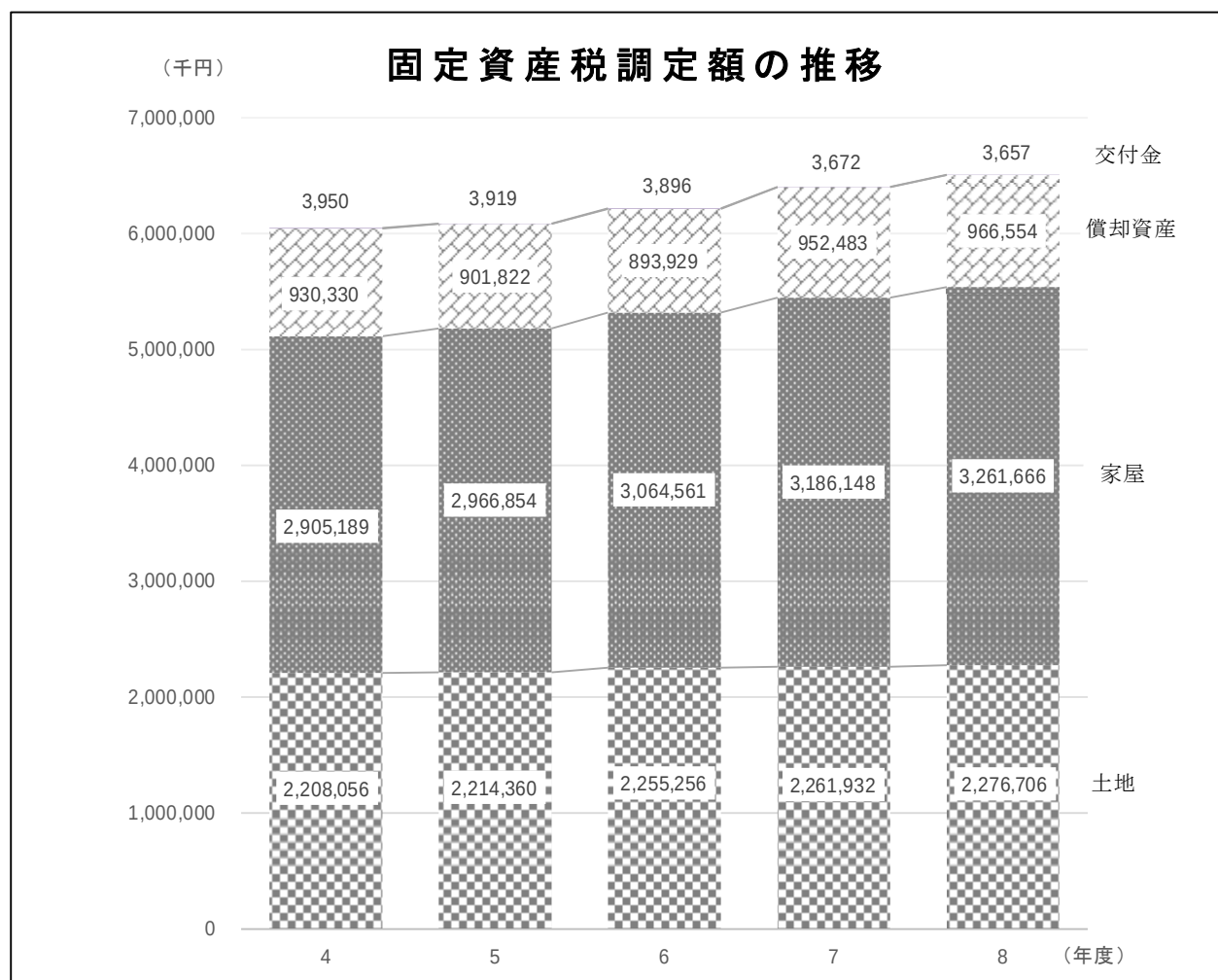
年度 区分		4	5	6	7	8
固定資産税	土地	2,208,056	2,214,360	2,255,256	2,261,932	2,276,706
	家屋	2,905,189	2,966,854	3,064,561	3,186,148	3,261,666
	償却資産	930,330	901,822	893,929	952,483	966,554
	小計	6,043,575	6,083,036	6,213,746	6,400,563	6,504,926
交付金		3,950	3,919	3,896	3,672	3,657
合 計		6,047,525	6,086,955	6,217,642	6,404,235	6,508,583

※「調定額」

税及び交付金の収入見込額

※「交付金」

18ページの(14)「国有資産等所在市町村交付金」を参照してください。



(4) 固定資産税の決定価格等の内訳

(令和8年5月1日現在)

区 分		納 税 義務者数 (人)	筆数又は 棟 数	地積又は 床 面 積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
免税点以上	土 地	28,220	81,585	26,459,701	480,061,617	60.73
	家 屋	32,791	36,034	6,086,990	239,968,305	30.36
	償却資産	982	-	-	68,866,924	8.71
	市 評 価 分	969	-	-	49,985,735	6.32
	国・県配分	13	-	-	18,881,189	2.39
	小 計	61,993	-	-	788,896,846	99.80
免税点未満	土 地	2,365	3,560	1,284,441	997,195	0.13
	家 屋	563	671	27,310	46,571	0.01
	償却資産	1,160	-	-	543,605	0.06
	市 評 価 分	1,159	-	-	543,021	0.06
	国・県配分	1	-	-	584	0.00007
	小 計	4,088	-	-	1,587,371	0.20
合 計		66,081	-	-	790,484,217	100.00

※「決定価格」

固定資産税を賦課するために決定した価格。固定資産税評価額

※「償却資産 市評価分」

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき、市が評価したもの

※「償却資産 国・県配分」

償却資産のうち、2以上の市町村にわたって所在するものについて、地方税法第38条第1項の規定により、総務大臣又は県知事が価格等を決定し、市に配分されたもの

(5) 償却資産の決定価格等の内訳

(令和8年5月1日現在 単位:千円)

区 分		決定価格	課税標準額	
種 類			うち課税標準の特例分	
市評価分	構 築 物	14,182,529	14,174,407	1,624
	機 械 及 び 装 置	26,722,456	26,036,971	620,256
	船 舶	0	0	0
	航 空 機	76	76	0
	車 両 及 び 運 搬 具	327,665	327,665	0
	工具,器具及び備品	9,516,108	9,514,556	1,554
	小 計	50,748,834	50,053,675	623,434
国・県配分		18,881,189	18,813,249	0
合 計		69,630,023	68,866,924	623,434

※「課税標準の特例」

地方税法第349条の3、同法附則第15条等の規定により、一定の要件を備えた償却資産について、特例の適用により、固定資産税額が軽減される。

(6) 都市計画税納税義務者数の推移

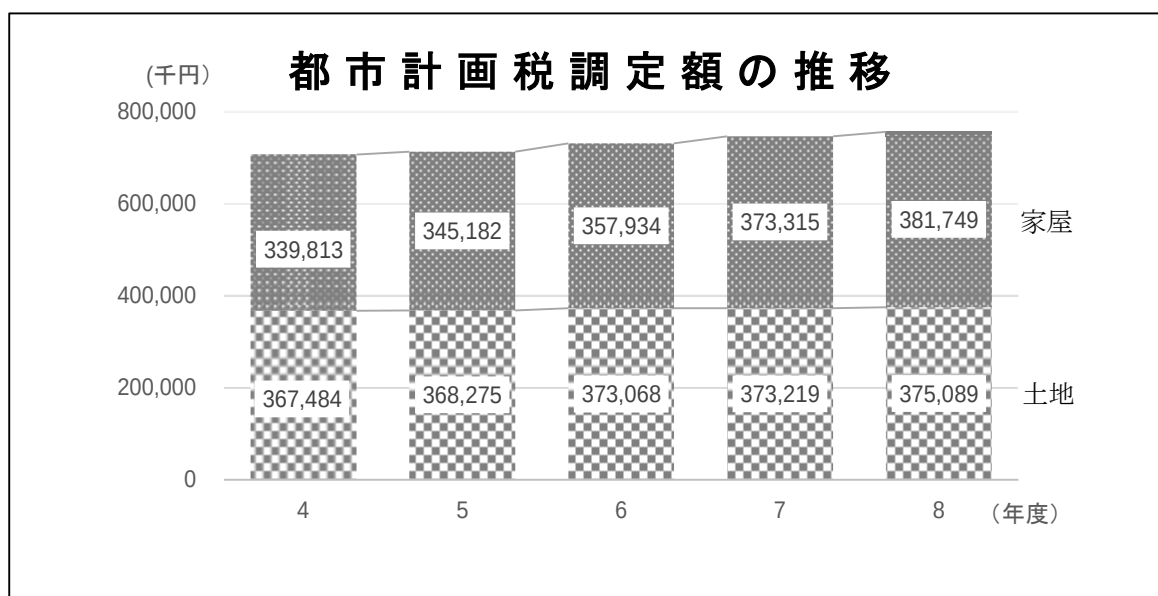
(各年度5月1日現在 単位:人)

年度 区分	4	5	6	7	8
個人	41,942	42,057	42,267	42,505	42,561
法人	1,330	1,366	1,461	1,477	1,511
合計	43,272	43,423	43,728	43,982	44,072

(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

年度 区分	4	5	6	7	8
土地	367,484	368,275	373,068	373,219	375,089
家屋	339,813	345,182	357,934	373,315	381,749
合計	707,297	713,457	731,002	746,534	756,838



(8) 都市計画税の決定価格等の内訳

(令和8年5月1日現在 免税点以上)

区分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格の 構成比 (%)
土地	20,154	30,566	7,433,000	402,895,901	67.8
家屋	23,918	22,796	4,436,743	191,393,650	32.2
合計	44,072	-	-	594,289,551	100.0

(9) 土 地 ・ 地 目 別 集 計 表

(令和8年5月1日現在 非課税免税点未満含む。)

区 分 地 目		筆 数 (筆)	地 積 (㎡)	決定価格 (千円)
田		7,798	6,228,501	885,546
畑		10,220	6,077,080	7,079,575
宅 地	住 宅 用 地	54,227	8,870,386	330,043,033
	非 住 宅 用 地	2,795	2,195,209	89,948,232
	小 計	57,022	11,065,595	419,991,265
池	沼	42	30,654	18,266
山	林	1,398	985,256	471,267
原	野	1,204	538,148	34,177
雑	種 地	7,444	2,811,498	52,578,293
そ の 他 (公 衆 用 道 路 等)		52,026	13,283,268	423
合	計	137,154	41,020,000	481,058,812

(10) 木 造 家 屋 ・ 種 類 別 集 計 表

(令和8年5月1日現在 免税点未満含む。)

区 分 種 類		棟 数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
住 宅	戸 建 形 式	23,608	2,581,026	82,062,102
	集 合 形 式	661	156,773	5,621,658
	併 用	842	106,323	1,910,110
	小 計	25,111	2,844,122	89,593,870
ホ テ ル ・ 旅 館		10	588	5,869
事 務 所 ・ 店 舗		303	28,965	764,915
劇 場 ・ 病 院		35	5,617	216,924
工 場 ・ 倉 庫		697	25,480	181,126
附 属 家		2,280	102,139	506,855
合	計	28,436	3,006,911	91,269,559

(11) 木造以外家屋・種類別集計表

(令和8年5月1日現在 免税点未満含む。)

種 別 \ 区 分	棟 数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
事 務 所 ・ 店 舗	651	290,862	15,564,792
住 宅 用 建 物	4,287	1,480,362	67,122,020
病 院 ・ ホ テ ル	45	53,112	4,157,746
工 場 ・ 倉 庫	1,459	1,124,583	57,962,182
そ の 他	1,827	158,470	3,938,577
合 計	8,269	3,107,389	148,745,317

(12) 新 増 築 分 家 屋 棟 数 の 推 移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 \ 区分		4	5	6	7	8
木 造	新 築	304	341	299	257	301
	増 築	2	3	5	3	1
	小 計	306	344	304	260	302
木 造 以 外	新 築	52	55	102	42	41
	増 築	1	1	3	3	1
	小 計	53	56	105	45	42
新 築 計		356	396	401	299	342
増 築 計		3	4	8	6	2
合 計		359	400	409	305	344

(13) 減 少 分 家 屋 棟 数 の 推 移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

年度 \ 区分	4	5	6	7	8
木 造	239	261	229	192	270
木 造 以 外	57	95	47	48	52
合 計	296	356	276	240	322

(14) 国有資産等所在市町村交付金

(令和8年5月1日現在 単位:千円)

区分 所有者	用途	固定資産の価格	算定標準額	調定額
埼玉県都市整備部	東坂戸団地	649,675	173,436	2,428
埼玉県総務部	寮	127,836	25,937	363
国土交通省 関東地方整備局	宿舎	285,748	61,846	866
合 計		1,063,259	261,219	3,657

※「国有資産等所在市町村交付金」

国や地方公共団体が所有する固定資産のうち、国又は地方公共団体以外の者が使用しているもの（貸付資産）について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金

(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

(令和8年5月1日現在)

役 職 名	氏 名	任 期
委 員 長	山 口 和 範	令和6年3月20日～令和9年3月19日
職 務 代 理	本 田 明	平成30年3月20日～令和9年3月19日
委 員	石 田 茂 樹	令和3年3月20日～令和9年3月19日

※「固定資産評価審査委員会」

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、執行機関として設置されている委員会

4. 諸 税

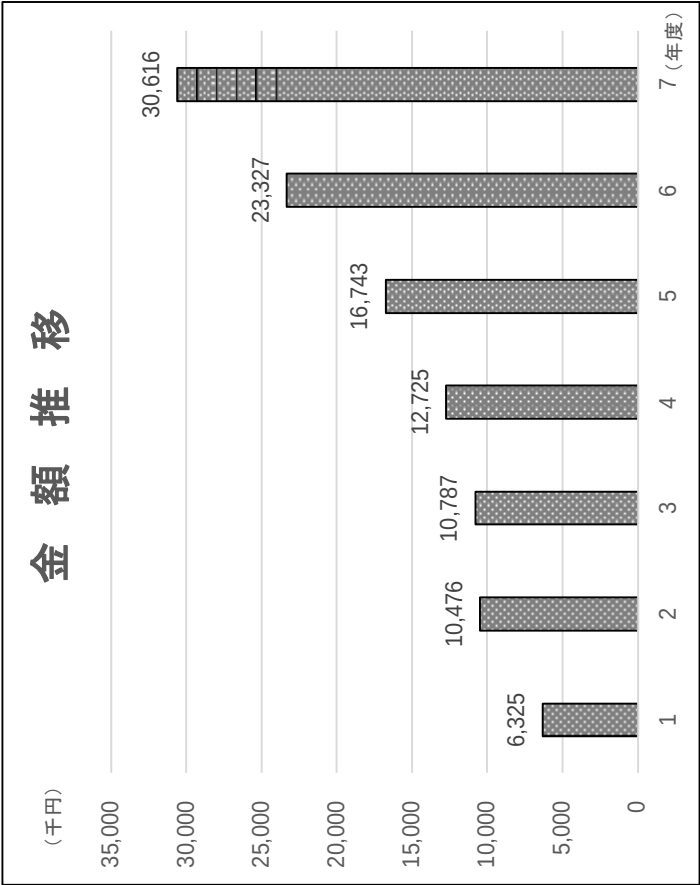
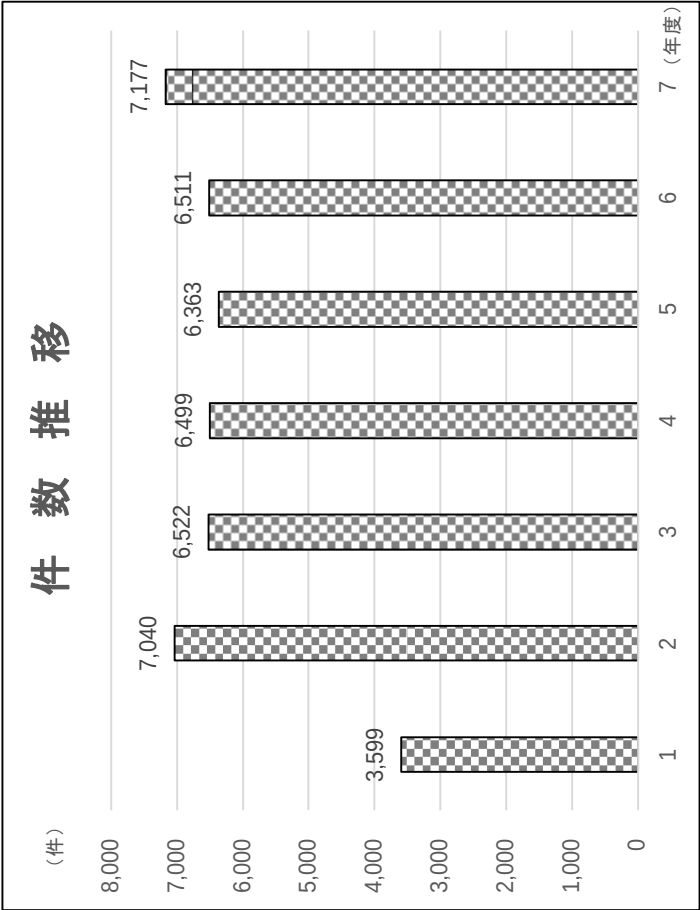
(1) 軽自動車税（環境性能割）課税件数及び金額の推移

年 度	1	2	3	4	5	6	7
件 数（ 件 ）	3,599	7,040	6,522	6,499	6,363	6,511	7,177
金 額（千円）	6,325	10,476	10,787	12,725	16,743	23,327	30,616

軽自動車税（環境性能割）は、令和元年10月から、50万円を超える3輪以上の軽自動車を取得した際に、その環境性能に基づき課されるものです。

環境性能割は、埼玉県が賦課徴収事務を行うこととなっており、各年度4月から3月までの1年間分の実績を、翌年度の6月30日までに市に報告することとなっています（この表の数値）。

また、埼玉県が徴収した環境性能割は、徴収月の2か月後に市に払い込まれるため、各年度の調定額とは異なります。
なお、環境性能割は、令和8年度税制改正により、令和8年3月31日をもって廃止されました。



(2) 軽自動車税(旧種別割) 課税客体数及び調定額の推移

(各年度7月1日現在)

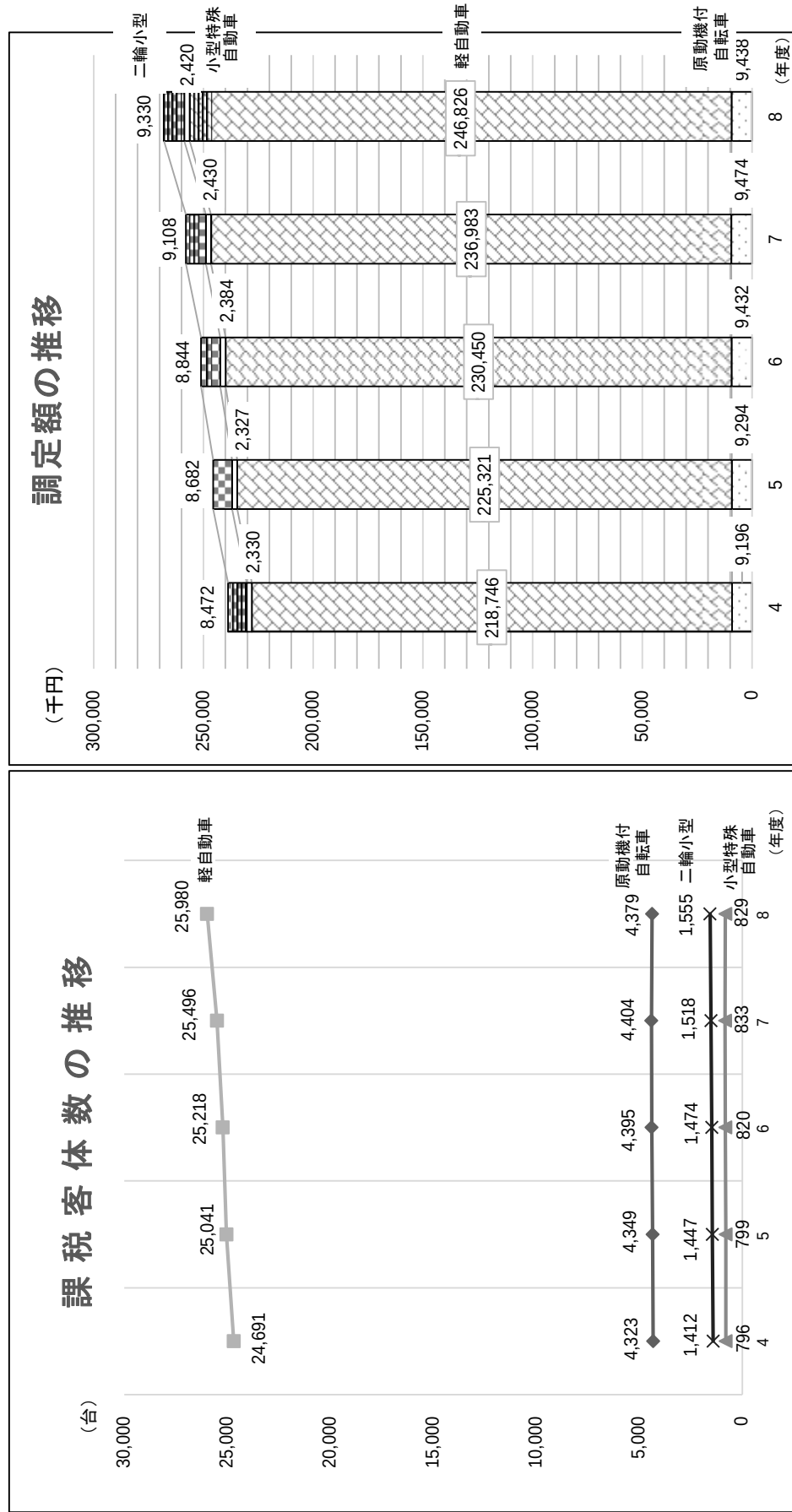
年度		4		5		6		7		8	
種別	区分	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)
		5 0 cc 以下 (特定小型を除く。)	2,929	5,858	2,854	5,708	2,790	5,580	2,723	2,654	5,308
原動機付自転車	125cc以下かつ 最高出力4.0kW以下	-	-	-	-	-	-	-	-	4	8
	特定小型	-	-	-	-	13	26	33	66	43	86
	9 0 cc 以下	267	534	275	550	279	558	276	552	276	552
	1 2 5 cc 以下	1,051	2,523	1,137	2,729	1,223	2,935	1,282	3,077	1,310	3,144
	ミニカー	76	281	83	307	90	333	90	333	92	340
	小計	4,323	9,196	4,349	9,294	4,395	9,432	4,404	9,474	4,379	9,438
	二輪・二輪のけん引車	1,251	4,503	1,307	4,705	1,328	4,781	1,329	4,784	1,351	4,864
軽自動車	三輪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	四輪	乗用	19,180	192,731	19,449	198,797	19,573	203,404	19,812	209,547	219,055
		貨物	4,031	20,671	4,055	20,954	4,094	21,373	4,109	21,655	21,792
	四輪小計	228	834	227	843	211	799	227	869	237	927
	小計	23,440	214,243	23,734	220,616	23,890	225,669	24,167	232,199	24,629	241,962
	小計	24,691	218,746	25,041	225,321	25,218	230,450	25,496	236,983	25,980	246,826
	農耕作業用	676	1,622	682	1,637	701	1,682	710	1,704	706	1,694
小型特殊車	その他	120	708	117	690	119	702	123	726	123	726
	小計	796	2,330	799	2,327	820	2,384	833	2,430	829	2,420
	二輪の小型自動車	1,412	8,472	1,447	8,682	1,474	8,844	1,518	9,108	1,555	9,330
合計		31,222	238,744	31,636	245,624	31,907	251,110	32,251	257,995	32,743	268,014
前年比		101.1	104.3	101.3	102.9	100.9	102.2	101.1	102.7	101.5	103.9

※ 税率については、37ページを参照

※ 令和7年4月1日から、第一種一般原付に、新たな区分となる「125cc以下かつ最高出力4.0kW以下」が創設された。

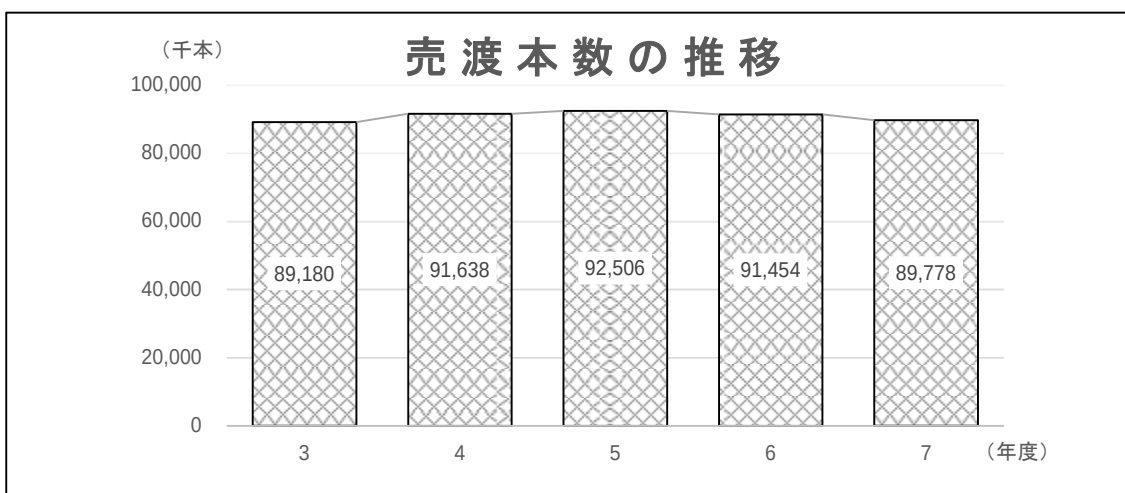
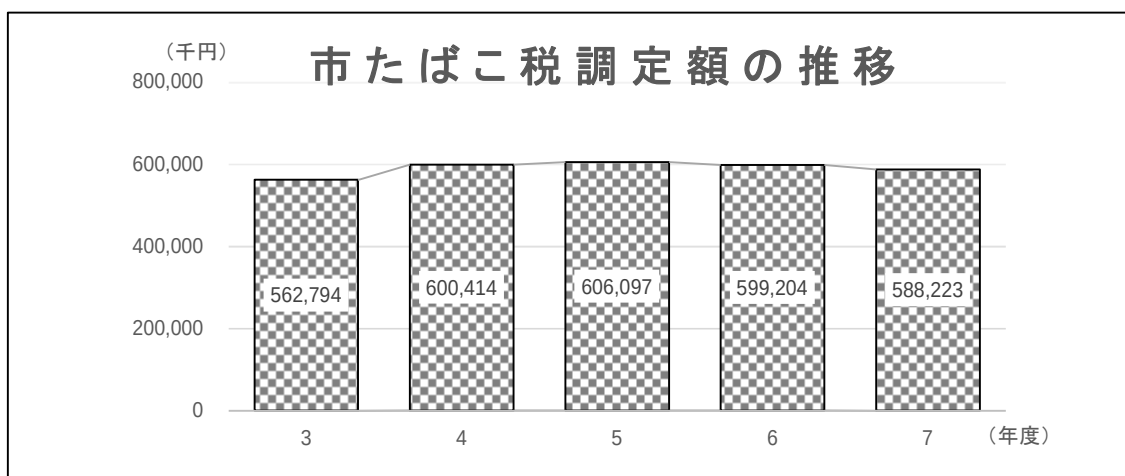
(現行の50cc原付バイクが、令和7年11月から適用される排ガス規制への適合が困難であること等により、今後の生産・販売の継続が困難となるため、道路運送車両法及び道路交通法において、新たな区分が設けられた。)

(3) 軽自動車税（旧種別割）課税客体数及び調定額の推移（グラフ）



(4) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移

年 度		3	4	5	6	7
区 分	調定額（千円）	562,794	600,414	606,097	599,204	588,223
	対前年比（%）	106.9	106.7	100.9	98.9	98.2
売渡本数（千本）	売渡本数（千本）	89,180	91,638	92,506	91,454	89,778
	対前年比（%）	99.5	102.8	100.9	98.9	98.2
手持品（千本）		5,126				
税 率	平成18年 7月 1日から平成22年 9月30日まで	3,298 円 / 1,000 本				
	平成22年10月 1日から平成25年 3月31日まで	4,618 円 / 1,000 本				
	平成25年 4月 1日から平成30年 9月30日まで	5,262 円 / 1,000 本				
	平成30年10月 1日から令和 2年 9月30日まで	5,692 円 / 1,000 本				
	令和 2年10月 1日から令和 3年 9月30日まで	6,122 円 / 1,000 本				
	令和 3年10月 1日から	6,552 円 / 1,000 本				



※「手持品課税」

税制改正により市たばこ税の税率が引き上げられた場合、税率引上げ時点で、たばこの販売業者が店舗、倉庫、居宅等で所持している製造たばこが2万本以上ある場合に、税率引上げ相当税額が課せられる。

5. 徵 収

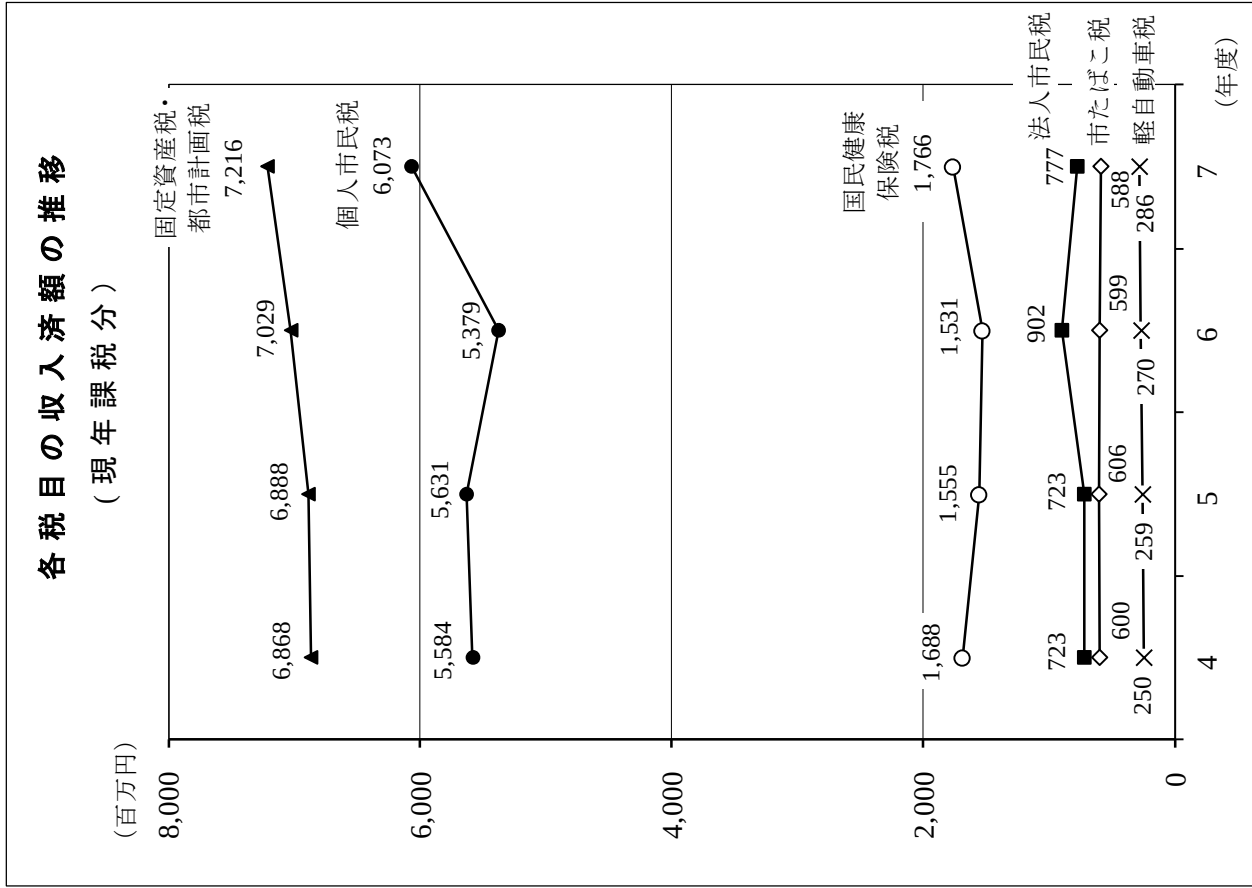
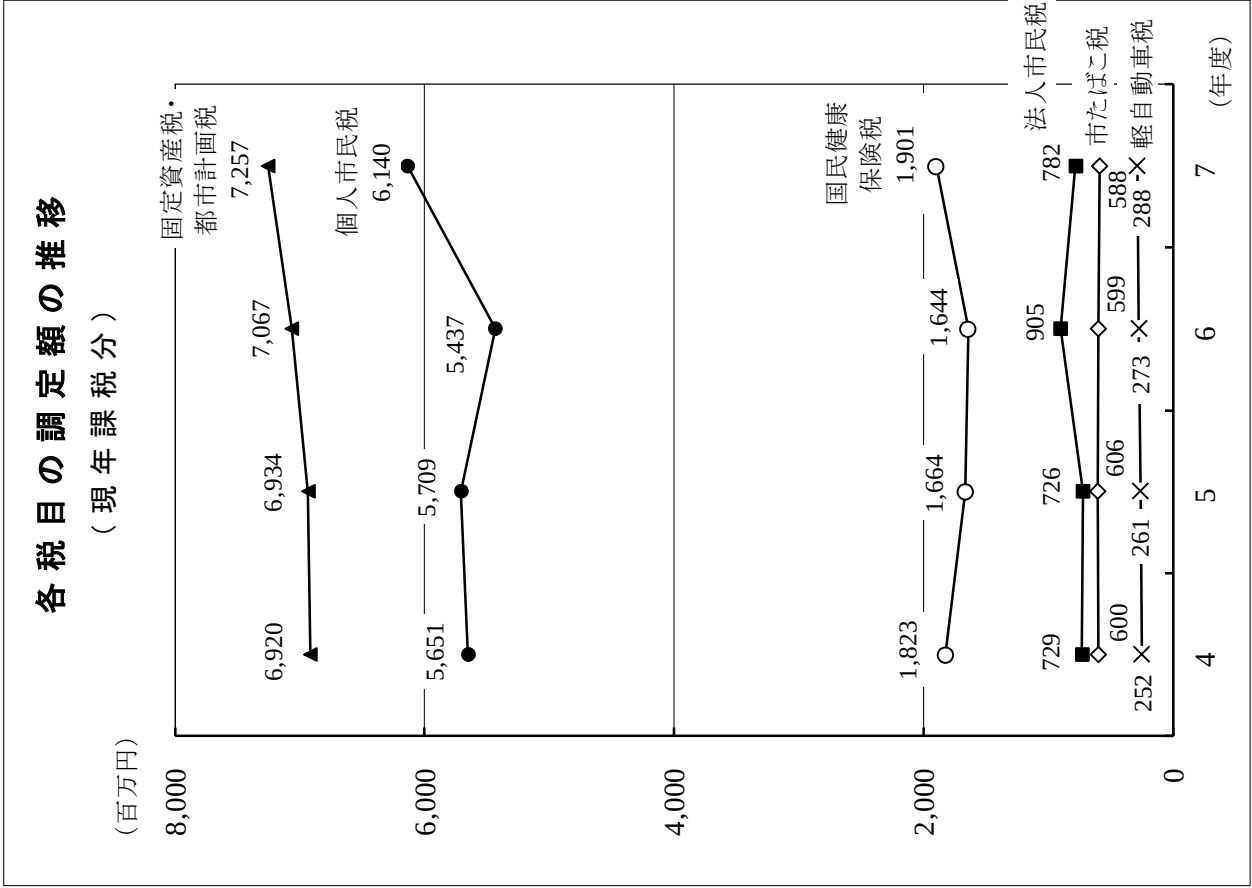
(1) 年 度 別 市 税 決 算 額

税 目	年度 区分	4			5			6			7		
		調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)
市 民 税	個 人	5,650,890	5,584,311	98.8	5,708,798	5,630,954	98.6	5,437,347	5,378,712	98.9	6,139,664	6,073,461	98.9
	法 人	728,970	722,848	99.2	725,507	723,219	99.7	904,550	901,705	99.7	781,569	776,631	99.4
	計	6,379,860	6,307,159	98.9	6,434,305	6,354,173	98.8	6,341,897	6,280,417	99.0	6,921,233	6,850,092	99.0
固 定 資 産 税	固定資産税	6,208,121	6,161,526	99.2	6,217,117	6,176,526	99.3	6,331,955	6,297,631	99.5	6,505,888	6,469,379	99.4
	交 付 金	3,950	3,950	100.0	3,919	3,919	100.0	3,896	3,896	100.0	3,672	3,672	100.0
	計	6,212,071	6,165,476	99.2	6,221,036	6,180,445	99.3	6,335,851	6,301,527	99.5	6,509,560	6,473,051	99.4
軽 自 動 車 税	環境性能割	13,800	13,800	100.0	15,885	15,885	100.0	21,952	21,952	100.0	30,279	30,279	100.0
	種 別 割	238,527	235,887	98.9	245,600	243,323	99.1	250,827	248,304	99.0	257,964	255,293	99.0
	計	252,327	249,687	99.0	261,485	259,208	99.1	272,779	270,256	99.1	288,243	285,572	99.1
市 た ば こ 税	市たばこ税	600,414	600,414	100.0	606,097	606,097	100.0	599,204	599,204	100.0	588,223	588,223	100.0
	特別土地保有税	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
	都市計画税	707,616	702,031	99.2	712,704	707,922	99.3	731,091	727,348	99.5	747,099	742,709	99.4
小	小 計	14,152,288	14,024,767	99.1	14,235,627	14,107,845	99.1	14,280,822	14,178,752	99.3	15,054,358	14,939,647	99.2
	滞納繰越分	276,468	116,668	42.2	250,740	120,750	48.2	234,453	90,126	38.4	220,650	74,659	33.8
	合 計	14,428,756	14,141,435	98.0	14,486,367	14,228,595	98.2	14,515,275	14,268,878	98.3	15,275,008	15,014,306	98.3
国民健康保険税	国民健康保険税	1,823,355	1,688,194	92.6	1,663,673	1,555,345	93.5	1,643,772	1,531,477	93.2	1,901,333	1,766,335	92.9
	滞納繰越分	377,001	125,408	33.3	331,424	110,379	33.3	296,107	99,300	33.5	282,455	95,518	33.8
	合 計	2,200,356	1,813,602	82.4	1,995,097	1,665,724	83.5	1,939,879	1,630,777	84.1	2,183,788	1,861,853	85.3

※ 「調定額」

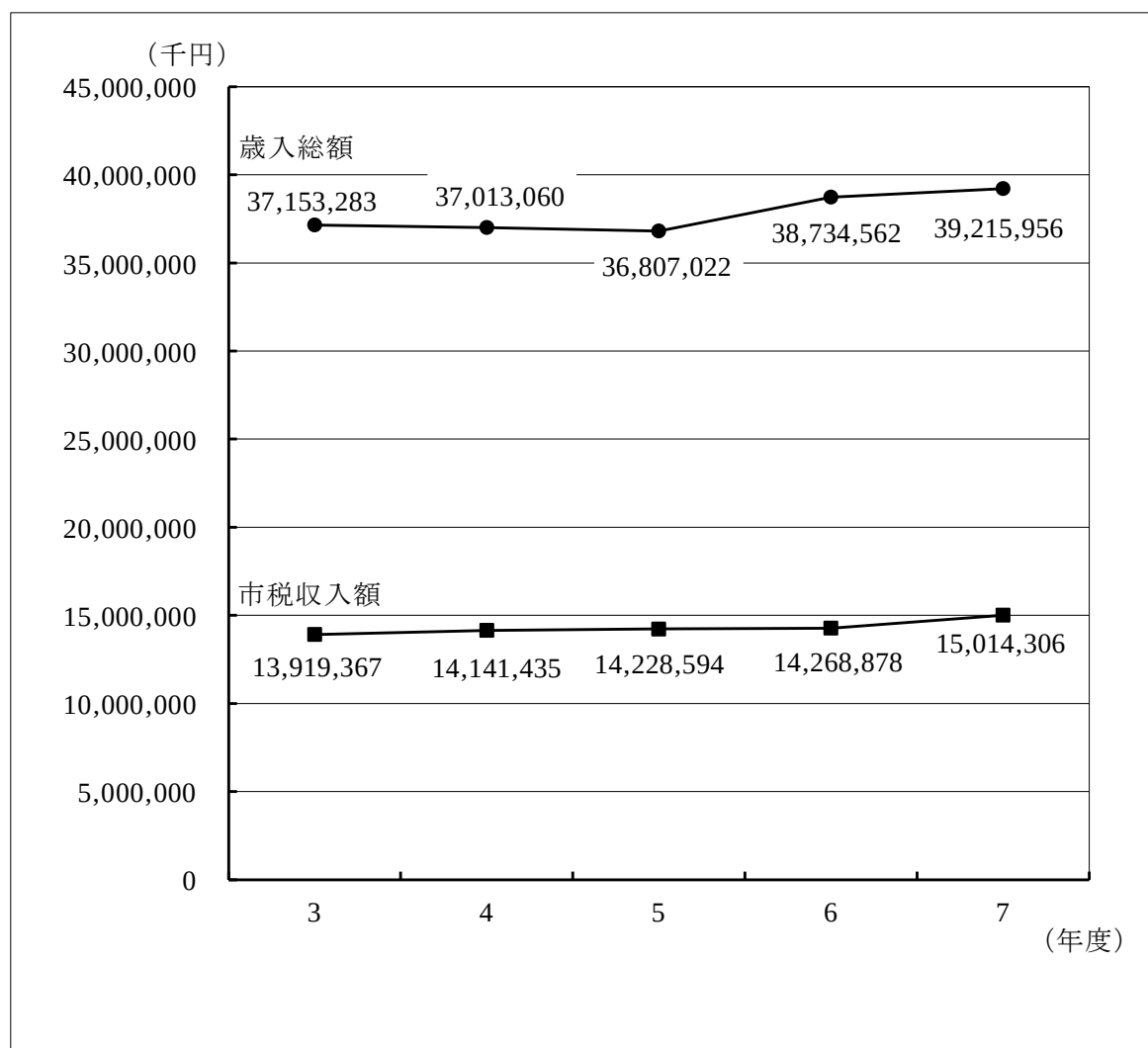
収入すべき税額として決定した金額

(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移



(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

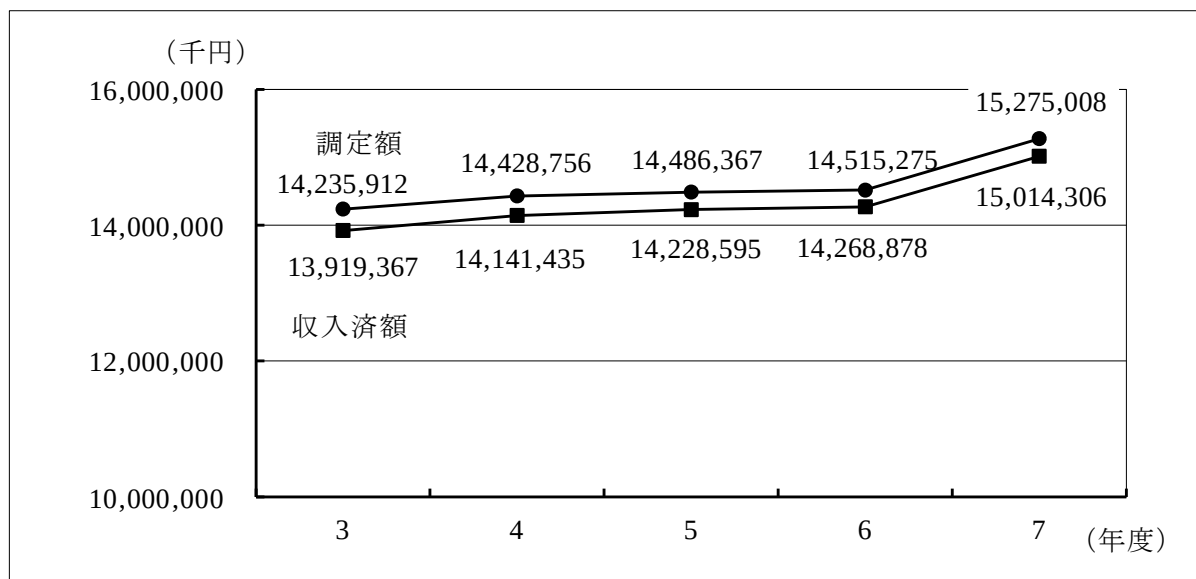
年 度 区 分	3	4	5	6	7
歳入総額 (A) (千円)	37,153,283	37,013,060	36,807,022	38,734,562	39,215,956
市税収入額 (B) (千円)	13,919,367	14,141,435	14,228,594	14,268,878	15,014,306
歳入総額に占める市税の割合 (B/A) (%)	37.5	38.2	38.7	36.8	38.3



(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表

区 分 \ 年 度		3	4	5	6	7
調定額	現年度課税分 A (千円)	13,857,397	14,152,288	14,235,627	14,280,822	15,054,358
	滞納繰越分 B (千円)	378,515	276,468	250,740	234,453	220,650
	合 計 C (千円)	14,235,912	14,428,756	14,486,367	14,515,275	15,275,008
	Cのうち徴収猶予 D (千円)	171	0	0	0	0
	Dのうち現年度課税分 (千円)	171	0	0	0	0
収入済額	現年度課税分 E (千円)	13,745,574	14,024,767	14,107,845	14,178,752	14,939,647
	滞納繰越分 F (千円)	173,793	116,668	120,750	90,126	74,659
	合 計 G (千円)	13,919,367	14,141,435	14,228,595	14,268,878	15,014,306
不 納 欠 損 額 H (千円)		38,630	35,541	22,015	21,535	40,408
収 入 未 済 額 (C-G-H) I (千円)		277,915	251,780	235,757	224,862	220,294
徴収率	現年度課税分 (E/A) (%)	99.2	99.1	99.1	99.3	99.2
	滞納繰越分 (F/B) (%)	45.9	42.2	48.2	38.4	33.8
	合 計 (G/C) (%)	97.8	98.0	98.2	98.3	98.3

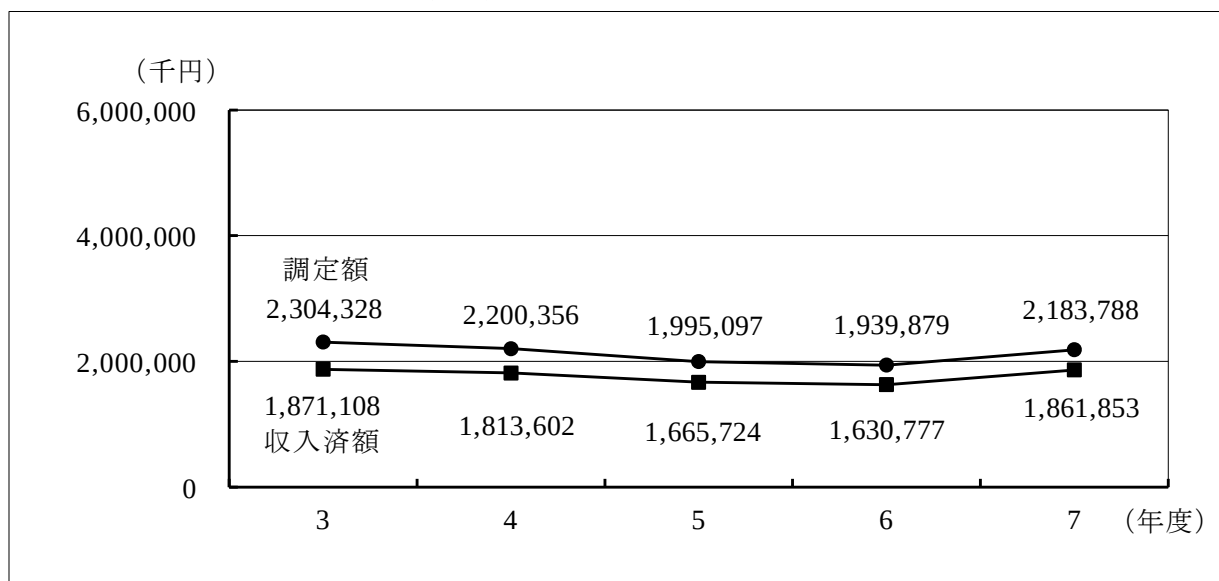
調定額と収入済額の推移



(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表

区 分 \ 年 度		3	4	5	6	7
調定額	現年度課税分 A (千円)	1,859,934	1,823,355	1,663,673	1,643,772	1,901,333
	滞納繰越分 B (千円)	444,394	377,001	331,424	296,107	282,455
	合 計 C (千円)	2,304,328	2,200,356	1,995,097	1,939,879	2,183,788
収入済額	現年度課税分 D (千円)	1,714,792	1,688,194	1,555,345	1,531,477	1,766,335
	滞納繰越分 E (千円)	156,316	125,408	110,379	99,300	95,518
	合 計 F (千円)	1,871,108	1,813,602	1,665,724	1,630,777	1,861,853
不 納 欠 損 額 G (千円)		51,472	53,693	36,448	27,629	42,371
収 入 未 済 額 (C-F-G) H (千円)		381,748	333,061	292,925	281,473	279,564
徴収率	現年度課税分 (D/A) (%)	92.2	92.6	93.5	93.2	92.9
	滞納繰越分 (E/B) (%)	35.2	33.3	33.3	33.5	33.8
	合 計 (F/C) (%)	81.2	82.4	83.5	84.1	85.3

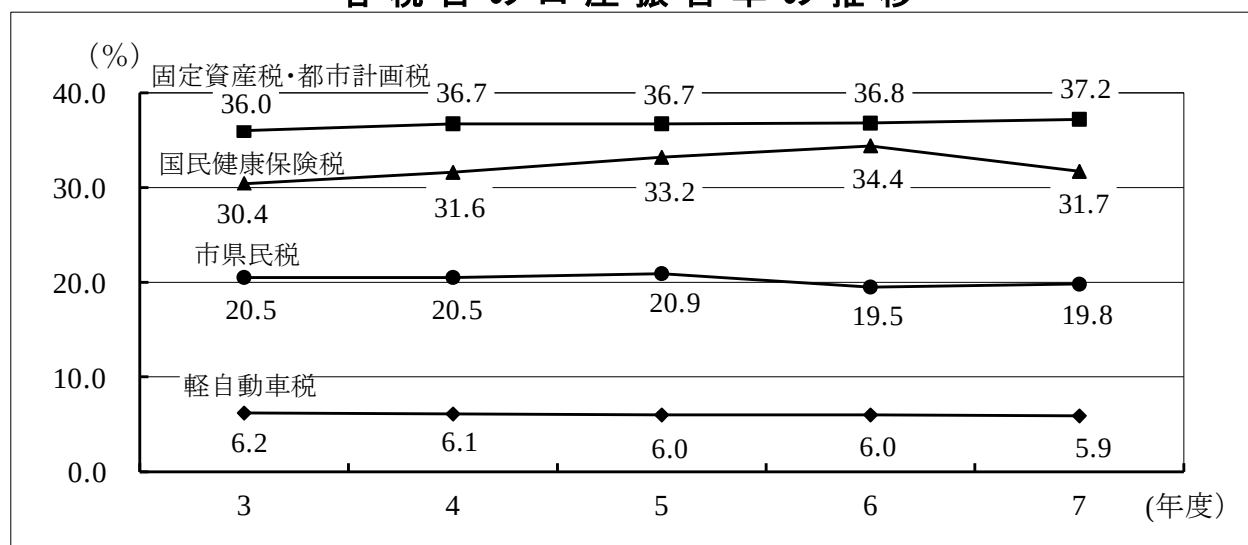
調定額と収入済額の推移



(6) 口座振替利用状況

区分 \ 税目 \ 年度		3	4	5	6	7
納税義務者(人)	市 県 民 税	12,557	12,625	12,715	9,917	13,074
	固定資産税・都市計画税	38,644	38,776	38,866	38,821	39,033
	軽 自 動 車 税	30,894	31,208	31,650	31,852	32,279
	国 民 健 康 保 険 税	12,994	12,884	12,434	12,275	12,439
	合 計	95,089	95,493	95,665	92,865	96,825
振替件数(件)	市 県 民 税	2,570	2,593	2,661	1,934	2,589
	固定資産税・都市計画税	13,914	14,219	14,271	14,267	14,529
	軽 自 動 車 税	1,908	1,904	1,893	1,901	1,900
	国 民 健 康 保 険 税	3,951	4,072	4,126	4,222	3,942
	合 計	22,343	22,788	22,951	22,324	22,960
振替加入率(%)	市 県 民 税	20.5	20.5	20.9	19.5	19.8
	固定資産税・都市計画税	36.0	36.7	36.7	36.8	37.2
	軽 自 動 車 税	6.2	6.1	6.0	6.0	5.9
	国 民 健 康 保 険 税	30.4	31.6	33.2	34.4	31.7
	合 計	23.5	23.9	24.0	24.0	23.7

各税目の口座振替率の推移



(7) コンビニ収納状況

区 分 \ 年 度		3	4	5	6	7
市県民税	件数 (件)	18,775	18,764	17,489	16,237	16,850
	金額 (千円)	551,678	590,234	524,339	482,057	531,301
固定資産税・都市計画税	件数 (件)	30,522	30,873	29,069	28,873	28,894
	金額 (千円)	859,919	908,093	843,624	840,265	869,583
軽自動車税	件数 (件)	17,823	18,353	17,144	17,052	17,931
	金額 (千円)	132,947	142,309	134,467	135,314	145,374
国民健康保険税	件数 (件)	29,095	28,419	28,070	27,493	27,941
	金額 (千円)	441,991	436,538	403,793	389,662	451,471
合計	件数 (件)	96,215	96,409	91,772	89,655	91,616
	金額 (千円)	1,986,535	2,077,174	1,906,223	1,847,298	1,997,729

(8) 年度別差押財産状況の内訳

区 分 \ 年 度		3	4	5	6	7
動産	件数 (件)	1	0	0	0	0
	税額 (千円)	2,046	0	0	0	0
債権	件数 (件)	1,159	940	977	649	470
	税額 (千円)	277,461	201,286	230,541	165,639	96,528
不動産	件数 (件)	20	21	3	3	5
	税額 (千円)	15,487	35,104	2,010	1,206	3,470
合計	件数 (件)	1,180	961	980	652	475
	税額 (千円)	294,994	236,390	232,551	166,845	99,998

(9) 督促状発付状況

年度 区分 種別	4				5				6				7			
	期	納 税 義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納 税 義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納 税 義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納 税 義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)
市県民税 (普通徴収)	1	12,625	2,371	18.8	1	12,715	2,374	18.7	1	9,917	1,924	19.4	1	13,074	2,430	18.6
	2	11,340	2,272	20.0	2	11,318	2,343	20.7	2	10,322	2,291	22.2	2	11,660	2,493	21.4
	3	11,371	2,348	20.6	3	11,406	2,430	21.3	3	10,860	2,410	22.2	3	11,754	2,544	21.6
	4	11,980	2,362	19.7	4	12,005	2,620	21.8	4	11,592	2,509	21.6	4	12,372	2,733	22.1
	計	47,316	9,353	19.8	計	47,444	9,767	20.6	計	42,691	9,134	21.4	計	48,860	10,200	20.9
固定資産税・ 都市計画税	1	38,776	2,876	7.4	1	38,866	2,821	7.3	1	38,821	2,746	7.1	1	39,033	2,923	7.5
	2	38,100	3,643	9.6	2	38,198	3,034	7.9	2	38,271	2,891	7.6	2	38,424	2,994	7.8
	3	38,072	2,752	7.2	3	38,158	2,749	7.2	3	38,291	2,656	6.9	3	38,467	2,703	7.0
	4	38,092	2,697	7.1	4	38,187	2,749	7.2	4	38,305	2,714	7.1	4	38,451	3,019	7.9
	計	153,040	11,968	7.8	計	153,409	11,353	7.4	計	153,688	11,007	7.2	計	154,375	11,639	7.5
軽自動車税	全	31,208	2,676	8.6	全	31,650	2,539	8.0	全	31,852	2,399	7.5	全	32,279	2,466	7.6
国民健康 保険税	1	12,884	2,712	21.0	1	12,434	2,493	20.0	1	12,275	2,752	22.4	1	12,439	2,861	23.0
	2	12,385	2,758	22.3	2	11,959	2,439	20.4	2	11,904	2,669	22.4	2	11,865	2,764	23.3
	3	12,170	2,633	21.6	3	11,736	2,498	21.3	3	11,729	2,590	22.1	3	11,638	2,644	22.7
	4	11,468	2,446	21.3	4	10,987	2,256	20.5	4	10,929	2,503	22.9	4	11,058	2,528	22.9
	5	11,356	2,374	20.9	5	10,973	2,245	20.5	5	10,885	2,547	23.4	5	10,935	2,521	23.1
	6	11,170	2,354	21.1	6	10,885	2,251	20.7	6	10,732	2,295	21.4	6	10,616	2,323	21.9
	7	10,932	2,204	20.2	7	10,717	2,153	20.1	7	10,554	2,321	22.0	7	10,688	2,432	22.8
	8	10,875	2,131	19.6	8	10,678	2,134	20.0	8	10,523	2,209	21.0	8	10,612	2,371	22.3
	9	10,775	2,059	19.1	9	10,608	2,079	19.6	9	10,399	2,094	20.1	9	10,568	2,179	20.6
	計	104,015	21,671	20.8	計	100,977	20,548	20.3	計	99,930	21,980	22.0	計	100,419	22,623	22.5

6. そ の 他

市 税 の 税 率 及 び 納 期 等 の 一 覧 表

(令和8年7月1日現在)

税 目		課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	内 容 (税率等)		納 期 限 (令和8年度)																														
市 民 税	個 人	(課税客体) ○個人の所得	<table><tr><td>市 民 税</td><td>県 民 税</td></tr><tr><td>年額 3,000 円</td><td>年額 1,000 円</td></tr></table>		市 民 税	県 民 税	年額 3,000 円	年額 1,000 円	(普通徴収) 第1期 6月30日 第3期 11月 2日 第2期 8月31日 第4期 2月 1日																										
		市 民 税	県 民 税																																
	年額 3,000 円	年額 1,000 円																																	
(納税義務者) ○市内に住所を有する個人 ○市内に事務所、事業所又は 家屋敷を有する個人で、市 内に住所を有しないもの	均等割																																		
市 民 税	個 人	(課税客体) ○個人の所得	<table><tr><td>市 民 税</td><td>県 民 税</td></tr><tr><td>6 %</td><td>4 %</td></tr></table>		市 民 税	県 民 税	6 %	4 %	(特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付 (事業所は、原則翌月10日までに納付)																										
		市 民 税	県 民 税																																
	6 %	4 %																																	
(納税義務者) ○国内に住所を有する個人	所得割																																		
市 民 税	法 人	(納税義務者) ○市内に事務所、事業所を有 する法人 ○市内に寮等を有する法人で 市内に事務所、事業所を有 しないもの及び市内に事業 所又は寮等を有する法人で ない社団又は財団で代表 者又は管理人の定めのある もの	<table><tr><td>森 林 環 境 税</td><td></td></tr><tr><td>年額 1,000 円</td><td></td></tr></table>		森 林 環 境 税		年額 1,000 円																												
		森 林 環 境 税																																	
	年額 1,000 円																																		
均等割	※ 令和6年度から、国内に住所を有する個人に対して課される国税であ り、市町村が、個人の市町村民税の均等割と併せて賦課・徴収する。																																		
市 民 税	法 人	均等割	<table><tr><th>法 人 等 の 区 分</th><th>市内従業者</th><th>税 額 (年額)</th></tr><tr><td>50億円を超える法人</td><td>50 人超</td><td>3,000,000 円</td></tr><tr><td>10億円を超え 50億円以下の法人</td><td>50 人超</td><td>1,750,000 円</td></tr><tr><td>10億円を超える法人</td><td>50 人以下</td><td>410,000 円</td></tr><tr><td>1億円を超え 10億円以下の法人</td><td>50 人超</td><td>400,000 円</td></tr><tr><td>1億円を超え 10億円以下の法人</td><td>50 人以下</td><td>160,000 円</td></tr><tr><td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td><td>50 人超</td><td>150,000 円</td></tr><tr><td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td><td>50 人以下</td><td>130,000 円</td></tr><tr><td>1千万円以下の法人</td><td>50 人超</td><td>120,000 円</td></tr><tr><td>1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人</td><td>50 人以下 —</td><td>50,000 円</td></tr></table>		法 人 等 の 区 分	市内従業者	税 額 (年額)	50億円を超える法人	50 人超	3,000,000 円	10億円を超え 50億円以下の法人	50 人超	1,750,000 円	10億円を超える法人	50 人以下	410,000 円	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人超	400,000 円	1億円を超え 10億円以下の法人	50 人以下	160,000 円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人超	150,000 円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人以下	130,000 円	1千万円以下の法人	50 人超	120,000 円	1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50 人以下 —	50,000 円	原則として、事業年度終了後2か月以内に 申告納付
			法 人 等 の 区 分	市内従業者	税 額 (年額)																														
	50億円を超える法人	50 人超	3,000,000 円																																
10億円を超え 50億円以下の法人	50 人超	1,750,000 円																																	
10億円を超える法人	50 人以下	410,000 円																																	
1億円を超え 10億円以下の法人	50 人超	400,000 円																																	
1億円を超え 10億円以下の法人	50 人以下	160,000 円																																	
1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人超	150,000 円																																	
1千万円を超え 1億円以下の法人	50 人以下	130,000 円																																	
1千万円以下の法人	50 人超	120,000 円																																	
1千万円以下の法人 資本金等の額を有しない法人	50 人以下 —	50,000 円																																	
市 民 税	法 人	法人税割	<table><tr><th>法 人 等 の 区 分</th><th>平成26年10月1日以後に 開始する事業年度</th><th>令和元年10月1日以後に 開始する事業年度</th></tr><tr><td>資本金の額又は出資金の額が1億円を 超える法人又は法人税額が年400万円 を超える法人</td><td>12.1 %</td><td>8.4 %</td></tr><tr><td>上記以外の法人</td><td>9.7 %</td><td>6.0 %</td></tr></table>		法 人 等 の 区 分	平成26年10月1日以後に 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度	資本金の額又は出資金の額が1億円を 超える法人又は法人税額が年400万円 を超える法人	12.1 %	8.4 %	上記以外の法人	9.7 %	6.0 %																						
			法 人 等 の 区 分	平成26年10月1日以後に 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度																														
			資本金の額又は出資金の額が1億円を 超える法人又は法人税額が年400万円 を超える法人	12.1 %	8.4 %																														
上記以外の法人	9.7 %	6.0 %																																	

市税の税率及び納期限の表

(令和8年7月1日現在)

税 目	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	内 容 (税 率 等)	納 期 限 (令和8年度)																									
軽自動車税 (旧種別割)	(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車	三輪以上の軽自動車																										
		<table><tr><th>種 別</th><th>平成27年3月31日 以前に登録</th><th>平成27年4月1日 以後に新車登録</th></tr><tr><td rowspan="2">三輪のもの</td><td></td><td></td></tr><tr><td>乗 用</td><td>3,100 円</td><td>3,900 円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>5,500 円</td><td>6,900 円</td></tr><tr><td>貨物用</td><td>7,200 円</td><td>10,800 円</td></tr><tr><td rowspan="2">四輪以上のもの</td><td>乗 用</td><td>3,000 円</td><td>3,800 円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>4,000 円</td><td>5,000 円</td></tr><tr><td>貨物用</td><td></td><td></td></tr></table>	種 別	平成27年3月31日 以前に登録	平成27年4月1日 以後に新車登録	三輪のもの			乗 用	3,100 円	3,900 円	営業用	5,500 円	6,900 円	貨物用	7,200 円	10,800 円	四輪以上のもの	乗 用	3,000 円	3,800 円	営業用	4,000 円	5,000 円	貨物用			
		種 別	平成27年3月31日 以前に登録	平成27年4月1日 以後に新車登録																								
		三輪のもの																										
			乗 用	3,100 円	3,900 円																							
		営業用	5,500 円	6,900 円																								
		貨物用	7,200 円	10,800 円																								
		四輪以上のもの	乗 用	3,000 円	3,800 円																							
			営業用	4,000 円	5,000 円																							
		貨物用																										
原動機付自転車及び二輪車等																												
<table><tr><th>種 別</th><th>年 税 額</th></tr><tr><td>50cc以下のもの</td><td rowspan="6">2,000 円</td></tr><tr><td>125cc以下かつ 最高出力4.0kW以下のもの</td></tr><tr><td>0.6kW以下のもの (特定小型原動機付自転車を含む。)</td></tr><tr><td>50ccを超え 90cc以下のもの</td></tr><tr><td>0.6kWを超え 0.8kW以下のもの</td></tr><tr><td>90ccを超え 125cc以下のもの</td></tr><tr><td>0.8kWを超え 1.0kW以下のもの</td><td>2,400 円</td></tr><tr><td>ミニカー</td><td>3,700 円</td></tr><tr><td>軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等</td><td>3,600 円</td></tr><tr><td>二輪の被けん引車 (ボートトレーラー等)</td><td></td></tr><tr><td>専ら雪上を走行するもの</td><td></td></tr><tr><td>農耕作業用のもの</td><td>2,400 円</td></tr><tr><td>その他のもの</td><td>5,900 円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>6,000 円</td></tr><tr><td>二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)</td><td></td></tr></table>	種 別	年 税 額	50cc以下のもの	2,000 円	125cc以下かつ 最高出力4.0kW以下のもの	0.6kW以下のもの (特定小型原動機付自転車を含む。)	50ccを超え 90cc以下のもの	0.6kWを超え 0.8kW以下のもの	90ccを超え 125cc以下のもの	0.8kWを超え 1.0kW以下のもの	2,400 円	ミニカー	3,700 円	軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等	3,600 円	二輪の被けん引車 (ボートトレーラー等)		専ら雪上を走行するもの		農耕作業用のもの	2,400 円	その他のもの	5,900 円	小型特殊自動車	6,000 円	二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)		
種 別	年 税 額																											
50cc以下のもの	2,000 円																											
125cc以下かつ 最高出力4.0kW以下のもの																												
0.6kW以下のもの (特定小型原動機付自転車を含む。)																												
50ccを超え 90cc以下のもの																												
0.6kWを超え 0.8kW以下のもの																												
90ccを超え 125cc以下のもの																												
0.8kWを超え 1.0kW以下のもの	2,400 円																											
ミニカー	3,700 円																											
軽二輪 (125ccを超え 250cc以下のもの) 等	3,600 円																											
二輪の被けん引車 (ボートトレーラー等)																												
専ら雪上を走行するもの																												
農耕作業用のもの	2,400 円																											
その他のもの	5,900 円																											
小型特殊自動車	6,000 円																											
二輪の小型自動車 (250ccを超えるもの)																												
		重課税率 (平成28年度から)																										
		<table><tr><th>種 別</th><th>年 税 額</th></tr><tr><td rowspan="6">軽自動車</td><td>三輪のもの</td><td>4,600 円</td></tr><tr><td rowspan="3">乗 用</td><td>営業用</td><td>8,200 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>12,900 円</td></tr><tr><td>営業用</td><td>4,500 円</td></tr><tr><td rowspan="2">貨物用</td><td>自家用</td><td>6,000 円</td></tr></table>	種 別	年 税 額	軽自動車	三輪のもの	4,600 円	乗 用	営業用	8,200 円	自家用	12,900 円	営業用	4,500 円	貨物用	自家用	6,000 円											
種 別	年 税 額																											
軽自動車	三輪のもの	4,600 円																										
	乗 用	営業用	8,200 円																									
		自家用	12,900 円																									
		営業用	4,500 円																									
	貨物用	自家用	6,000 円																									
			※ 最初の新規検査 (車検証に記載してある初度検査年月) を受けた月から13年 を経過した三輪以上の軽自動車は、平成28年度から経年重課の税率を適用																									
		軽課税率																										
		<table><tr><th>種 別</th><th>標準税率</th></tr><tr><td rowspan="3">三 輪</td><td rowspan="3">グリーン化特例(軽課) 令和8年度 (50%軽減は令和8年度まで)</td><td>50%軽減</td><td>75%軽減</td></tr><tr><td>2,000 円</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>—</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td rowspan="6">四 輪 以 上</td><td rowspan="3">乗 用</td><td>営業用</td><td>1,800 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>2,700 円</td></tr><tr><td>—</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td rowspan="3">貨 物</td><td>営業用</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>自家用</td><td>1,300 円</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td></tr></table>	種 別	標準税率	三 輪	グリーン化特例(軽課) 令和8年度 (50%軽減は令和8年度まで)	50%軽減	75%軽減	2,000 円	1,000 円	—	1,000 円	四 輪 以 上	乗 用	営業用	1,800 円	自家用	2,700 円	—	1,000 円	貨 物	営業用	1,000 円	自家用	1,300 円	—	—	
種 別	標準税率																											
三 輪	グリーン化特例(軽課) 令和8年度 (50%軽減は令和8年度まで)	50%軽減	75%軽減																									
		2,000 円	1,000 円																									
		—	1,000 円																									
四 輪 以 上	乗 用	営業用	1,800 円																									
		自家用	2,700 円																									
		—	1,000 円																									
	貨 物	営業用	1,000 円																									
		自家用	1,300 円																									
		—	—																									
		※ 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで (50%軽減は、令和8年度まで) に新 車新規登録した一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車は、その種別と燃 費性能に応じ、取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減するグリーン化 特例 (軽減) を適用																										

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和8年7月1日現在)

税 目	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	内 容 (税率等)	納 期 限 (令和8年度)																																																			
軽自動車税 (環境性能割)	(課税客体) ○新車・中古車を問わず、取得価格が50万円を超える三輪以上の軽自動車 (納税義務者) ○上記車両の購入者 (所有者等) (適用) ○令和7年4月1日から令和8年3月31日までの取得分	<table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">排 出 ガ ス 基 準</th><th rowspan="2">燃 費 基 準</th><th colspan="2">税 率</th></tr><tr><th>営業用</th><th>自家用</th></tr><tr><td colspan="5">乗 用 車</td></tr><tr><td rowspan="3">ガソリン以上の軽自動車</td><td rowspan="2">H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減</td><td>R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の80%達成</td><td colspan="2">非課税</td></tr><tr><td>R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の75%達成</td><td>0.5%</td><td>1%</td></tr><tr><td></td><td>R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の70%達成</td><td>1%</td><td>2%</td></tr><tr><td colspan="5">貨 物</td></tr><tr><td rowspan="3">ガソリン以上の軽自動車</td><td rowspan="2">H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減</td><td>R4年度燃費基準の105%達成</td><td colspan="2">非課税</td></tr><tr><td>R4年度燃費基準達成</td><td>0.5%</td><td>1%</td></tr><tr><td></td><td>R4年度燃費基準の95%達成</td><td>1%</td><td>2%</td></tr><tr><td colspan="5">その他の自動車</td></tr><tr><td>燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車、電気自動車、軽自動車、トラック</td><td>【天然ガス軽自動車のみ】 H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準10%低減</td><td></td><td colspan="2">非課税</td></tr></table>		排 出 ガ ス 基 準	燃 費 基 準	税 率		営業用	自家用	乗 用 車					ガソリン以上の軽自動車	H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の80%達成	非課税		R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の75%達成	0.5%	1%		R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の70%達成	1%	2%	貨 物					ガソリン以上の軽自動車	H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	R4年度燃費基準の105%達成	非課税		R4年度燃費基準達成	0.5%	1%		R4年度燃費基準の95%達成	1%	2%	その他の自動車					燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車、電気自動車、軽自動車、トラック	【天然ガス軽自動車のみ】 H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準10%低減		非課税		原則として、課税対象車両の購入時 ※ 埼玉県が賦課・徴収を行い、徴収月の2か月後に市に払い込まれる。 ※ 令和8年度税制改正により、軽自動車税(環境性能割)は、令和8年3月31日をもって廃止された。
	排 出 ガ ス 基 準	燃 費 基 準				税 率																																																
			営業用	自家用																																																		
乗 用 車																																																						
ガソリン以上の軽自動車	H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の80%達成	非課税																																																			
		R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の75%達成	0.5%	1%																																																		
		R2年度燃費基準を達成し、R12年度燃費基準の70%達成	1%	2%																																																		
貨 物																																																						
ガソリン以上の軽自動車	H30年排出ガス基準50%低減 又は H17年排出ガス基準75%低減	R4年度燃費基準の105%達成	非課税																																																			
		R4年度燃費基準達成	0.5%	1%																																																		
		R4年度燃費基準の95%達成	1%	2%																																																		
その他の自動車																																																						
燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車、電気自動車、軽自動車、トラック	【天然ガス軽自動車のみ】 H30年排出ガス基準適合 又は H21年排出ガス基準10%低減		非課税																																																			
固定資産税	(課税客体) ○土地、家屋及び償却資産 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table><tr><th colspan="2">免 税 点</th></tr><tr><td>土地</td><td>300,000 円</td></tr><tr><td>家屋</td><td>200,000 円</td></tr><tr><td>償却資産</td><td>1,500,000 円</td></tr></table>	免 税 点		土地	300,000 円	家屋	200,000 円	償却資産	1,500,000 円	第1期 6月1日 第2期 7月31日 第3期 12月25日 第4期 3月1日																																											
免 税 点																																																						
土地	300,000 円																																																					
家屋	200,000 円																																																					
償却資産	1,500,000 円																																																					
都市計画税	(課税客体) ○市街化区域内の土地及び家屋 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table><tr><td>土地</td><td>1.4 %</td></tr><tr><td>家屋</td><td>0.2 %</td></tr></table>	土地	1.4 %	家屋	0.2 %																																																
土地	1.4 %																																																					
家屋	0.2 %																																																					

市税の税率及び納期等の一覧表

(令和8年7月1日現在)

税 目	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者	内 容 (税率等)	納 期 限 (令和8年度)																				
市たばこ税	(納税義務者) ○製造たばこの製造者、特定販売業者 (外国産たばこの輸入業者) 又は卸売販売業者	税率 6, 552円／1, 000本 <table><tr><td rowspan="4">税率の推移</td><td>平成25年4月1日から</td><td>5,262 円 / 1,000 本</td></tr><tr><td>平成30年10月1日から</td><td>5,692 円 / 1,000 本</td></tr><tr><td>令和2年10月1日から</td><td>6,122 円 / 1,000 本</td></tr><tr><td>令和3年10月1日から</td><td>6,552 円 / 1,000 本</td></tr></table> (参考) <table><tr><td rowspan="4">税率の推移 (※ 旧3級品の紙巻たばこ)</td><td>平成28年4月1日から</td><td>2,925 円 / 1,000 本</td></tr><tr><td>平成29年4月1日から</td><td>3,355 円 / 1,000 本</td></tr><tr><td>平成30年4月1日から</td><td>4,000 円 / 1,000 本</td></tr><tr><td colspan="2">平成27年度税制改正により、特例税率が廃止されることとなり、令和元年10月から、一般の製造たばこと同じ税率になった。</td></tr></table>	税率の推移	平成25年4月1日から	5,262 円 / 1,000 本	平成30年10月1日から	5,692 円 / 1,000 本	令和2年10月1日から	6,122 円 / 1,000 本	令和3年10月1日から	6,552 円 / 1,000 本	税率の推移 (※ 旧3級品の紙巻たばこ)	平成28年4月1日から	2,925 円 / 1,000 本	平成29年4月1日から	3,355 円 / 1,000 本	平成30年4月1日から	4,000 円 / 1,000 本	平成27年度税制改正により、特例税率が廃止されることとなり、令和元年10月から、一般の製造たばこと同じ税率になった。		毎月の初日から末日までの間に売り渡した製造たばこに係る税額について、翌月末までに申告納付 ※ 旧3級品の紙巻たばこ 「わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット」の6銘柄をいい、現在はウルマのみ沖縄限定で販売されている。		
	税率の推移	平成25年4月1日から		5,262 円 / 1,000 本																			
平成30年10月1日から		5,692 円 / 1,000 本																					
令和2年10月1日から		6,122 円 / 1,000 本																					
令和3年10月1日から		6,552 円 / 1,000 本																					
税率の推移 (※ 旧3級品の紙巻たばこ)	平成28年4月1日から	2,925 円 / 1,000 本																					
	平成29年4月1日から	3,355 円 / 1,000 本																					
	平成30年4月1日から	4,000 円 / 1,000 本																					
	平成27年度税制改正により、特例税率が廃止されることとなり、令和元年10月から、一般の製造たばこと同じ税率になった。																						
国民健康保険税	(課税客体) ○国民健康保険の被保険者の所得 ○国民健康保険の被保険者数 (納税義務者) ○国民健康保険の被保険者である世帯主 ○国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主	<table><tr><td></td><td>所得割</td><td>均 等 割</td><td>年間限度額</td></tr><tr><td>医 療 保 険 分</td><td>8. 4 %</td><td>41,600 円</td><td>660,000 円</td></tr><tr><td>後期高齢者支援分</td><td>2. 82 %</td><td>14,300 円</td><td>260,000 円</td></tr><tr><td>介護 納 付 金 分</td><td>2. 52 %</td><td>17,000 円</td><td>170,000 円</td></tr><tr><td>子ども・子育て支援 金 分</td><td>0. 3 %</td><td>1,960 円</td><td>30,000 円</td></tr></table>		所得割	均 等 割	年間限度額	医 療 保 険 分	8. 4 %	41,600 円	660,000 円	後期高齢者支援分	2. 82 %	14,300 円	260,000 円	介護 納 付 金 分	2. 52 %	17,000 円	170,000 円	子ども・子育て支援 金 分	0. 3 %	1,960 円	30,000 円	第1期 7月31日 第2期 8月31日 第3期 9月30日 第4期 11月2日 第5期 11月30日 第6期 12月25日 第7期 2月1日 第8期 3月1日 第9期 3月31日
	所得割	均 等 割	年間限度額																				
医 療 保 険 分	8. 4 %	41,600 円	660,000 円																				
後期高齢者支援分	2. 82 %	14,300 円	260,000 円																				
介護 納 付 金 分	2. 52 %	17,000 円	170,000 円																				
子ども・子育て支援 金 分	0. 3 %	1,960 円	30,000 円																				